

## 競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

(建設業法違反行為)

(令和7年4月17日作成)

登録 番号	商号又は名称、代表 者名及び本社所在地	指名停止の 期 間	措置要領 該当条項	指名停止の理由
1532	パナソニック環境エンジニアリング株式会社 代表取締役 小野 勝 大阪府吹田市垂水町3-28-33	令和7年4月18日から 令和7年7月17日(3ヶ月間)	別表第2 (建設業法違反行為) 第12号ア及びイ(指示処分を受けたとき、営業停止処分を受けたとき)	パナソニック環境エンジニアリング(株)及びパナソニックEWエンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。当該事実が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。
5735	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 代表取締役 藤井 和夫 大阪府大阪市中央区城見2-1-61			